



宮 崎 県 公 報

平成28年11月28日 (月曜日) 第 2849 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

	頁
公安委員会規則	
○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	1

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月28日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第16号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則 (昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(警務課)</p> <p>第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17)・(18) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>(警務課)</p> <p>第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 (平成28年法律第73号) 第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること</u></p> <p>○</p> <p><u>(18)・(19) [略]</u></p> <p>2～8 [略]</p>

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。